

「ふくい桜まつり消費喚起事業」企画運営業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月1日
ふくい桜まつり実行委員会

1 業務概要

- (1) 目的 本実施要領は、ふくい桜まつり消費喚起事業の効果的な企画運営について、最も適した提案を導入する受託者を選定するための公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) 業務名 「ふくい桜まつり消費喚起事業」企画運営業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約日から令和9年4月22日(木)まで

2 業務に要する費用(予定価格)

4,700千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

※1 本事業は、令和8年10月9日(金)実施予定のふくい桜まつり実行委員会(以下「実行委員会」という)にて、当事業について承認されない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行われない。

※2 本事業は、福井市の令和8年度12月補正予算の成立を前提に事業化される停止条件付事業であり、予算の成立がない場合には効力を発しない。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託候補者において損害が生じた場合であっても実行委員会においては、その損害について一切負担しない。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和60年4月1日施行)、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基

づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(6) 公募型にあっては参加申込をする時点において、指名型にあっては参加承諾をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

- ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
- ② 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- ③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- ④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

4 説明会の有無

本プロポーザル実施に係る説明会は実施しない。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限: 令和8年10月8日(木) 正午
- (2) 提出方法: 別添の質問票(様式1)により、持参、電子メール又はFAXにて提出。
- (3) 提出先: ふくい桜まつり実行委員会(福井商工会議所地域活性・創生課内)
住所: 〒918-8580 福井市西木田2-8-1
FAX: 0776-36-8588
E-mail: jigyou@fcci.or.jp
- (4) 回答日: 令和8年10月13日(火)
- (5) 回答方法: 福井商工会議所ホームページに掲載

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり参加申込書を提出するものとする。

(1)提出書類:

- ① プロポーザル参加申込書(様式2)
- ② 参加事業者の概要、事業内容が分かる書類
※共同体の場合は全ての事業者のもの。
- ③ 共同体結成届書(様式3)
※共同体を結成する場合のみ。
- ④ 誓約書(様式4)
※共同体の場合は全ての事業者のもの。

令和8年度福井市一般業務競争入札参加資格審査申請の登録が完了していない者については、以下の⑤～⑧のうち該当するものを提出すること。

【法人の場合】

- ⑤ 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
- ⑥ 直近年度の国税(法人税及び消費税等)及び市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できること。)

【法人格を有しない団体の場合】

- ⑦ 代表者の身分証明書
- ⑧ 代表者の直近年度の国税(所得税及び消費税等)及び市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できること。)

(2)提出部数:各1部

(3)提出方法:持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残るものに限る。)にて提出。

(4)提出期限:令和8年10月16日(金) 正午(必着)

(5)提出先:ふくい桜まつり実行委員会

(福井商工会議所地域活性・創生課内)

住所:〒918-8580 福井市西木田2-8-1

(6)参加資格の結果通知:参加申込書を提出した者について参加資格要件を審査し、その結果を10月21日(水)に電子メール等で通知する。

(7)参加辞退:参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式5)を上記提出先に提出すること。

7 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次の(1)の内容を企画提案書にまとめ、期限内に提出するものとする。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1)提出書類:次の内容を盛り込んだ企画提案書

- ① 企画提案書提出届(様式6)
- ② 業務内容に関する具体的な企画案(A4版様式自由、概ね10枚程度)

※仕様書にある業務すべてについて具体的に記載すること。

- ③ 業務の実施スケジュール
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 企画提案者の概要(企画提案者の概要、担当者の氏名及び連絡先等)
- ⑥ 見積書(A4版様式自由)

※記載金額については、仕様書等に基づいた本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。また、積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。(別紙可)

- ⑦ 再委託の有無
- ⑧ その他、本事業の運営にあたり有効となるような追加提案、特筆事項等

(2)提出部数:5部(正本1部、副本4部)

(3)提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)にて提出するとともに、電子メールにて副本のデータを送付すること。

(4)提出期限:令和8年11月2日(月) 正午

(5)提出先:ふくい桜まつり実行委員会

(福井商工会議所地域活性・創生課内)

〒918-8580 福井市西木田2-8-1

E-Mail:jigyoushou@fcci.or.jp

(6)その他:

- ① 企画の提案は1者(1共同体)につき1案とすること。
- ② 副本は無記名(事業者名)で作成し、提案者名が類推できないようにすること。

8 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1)審査(書類及びヒアリング等による審査)

提出された企画提案についてのヒアリング等を実施し、9の審査基準及び配点に示す審査基準に基づき最も優れている企画提案書を特定する。

実施日:令和8年11月6日(金)予定(場所については別途通知)

(2)審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

9 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 全体企画コンセプト 35／120点

- ・運營業務、企画につながりや新しい仕掛けがあるか。
- ・北陸新幹線開業を契機とした県外来訪者の増加を踏まえ、賑わい創出につながる内容となっているか。
- ・ナイトタイムエコノミーの推進を意識した、魅力的な提案になっているか。
- ・足羽川や足羽山など、福井市内の桜スポットとの相互総客が期待できるか。

(2) 仕様に基づく企画提案・その他自由提案 50／120点

- ・県内外客に対し訴求力のある企画がなされているか。
- ・福井らしい「お酒やおつまみ」をテーマとした企画になっているか。
- ・十分な広報計画が立てられており、効果的に集客が見込まれるか。
- ・荒天時にもイベントが開催できるような対応が考えられているか。
- ・周辺飲食店等を巻き込んだ事前消費喚起や二次会送客など、まちなか店舗との連動企画が効果的に考えられているか。
- ・指定した提案項目とは別に、事業実施に有効な提案がなされているか。

(3) 実施体制・出店体制・安全性・経費 35／120点

- ・業務を円滑かつ安定的に遂行できる実施体制を有しているか。
- ・十分な出店者数を確保できる見通しがあるか。
- ・来場者の安全性が確保されているか。
- ・コストパフォーマンスに優れ、必要となる費用・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

10 日程

公表 令和8年10月1日(木)

質問受付締切 令和8年10月8日(木) 正午

質問回答 令和8年10月13日(火)

参加申込書提出期限 令和8年10月16日(金) 正午

参加資格の結果通知 令和8年10月21日(水)

企画提案書等受付締切 令和8年11月2日(月) 正午

審査 令和8年11月6日(金)(予定)

結果通知 令和8年11月16日(月)(予定)

契約締結 令和8年12月(予定)

業務開始 令和8年12月(予定)

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4)審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5)見積書の金額が、予定価格を超過した場合

12 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、特定された者は、契約前に改めて見積書を提出するものとする。

13 その他の留意事項

- (1)企画提案書等受付締切以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3)提出書類は返却しない。
- (4)提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5)書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6)当該プロポーザル実施に関する情報については随時、福井商工会議所のホームページに掲載する。

14 担当部署(提出・問い合わせ先)

ふくい桜まつり実行委員会(福井商工会議所地域活性・創生課内)

〒918-8580 福井市西木田2-8-1

TEL:0776-33-8253

E-mail:jigyoushou@fcci.or.jp